

重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 ^{ライフ ステージ} LIFE STAGE
代表者名	代表取締役 ^{おおあれ つよし} 大荒 強志
所在地・連絡先	(所在地) 京都市下京区綾小路通堀川西入妙満寺町580-3 (TEL) 075-366-2278 (FAX) 075-366-2279

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション ^{おうか} 桜華
所在地・連絡先	(所在地) 京都市下京区綾小路通堀川西入妙満寺町580-3 (TEL) 075-366-2278 (FAX) 075-366-2279
事業所番号	2 6 6 0 4 9 0 2 6 5
管理者の氏名	^{おおあれ つよし} 大荒 強志

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の内容等
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1	0	1	0	0	職員の管理・監督 利用者の苦情の処理
看護職員(看護師)	8	4	1	3	0	居宅における診療の 補助と療養上の世話
看護職員(准看護師)	0	0	0	0	0	
理学療法士	4	2	0	2	0	居宅における利用者の リハビリテーション
事務職員等	2	1	0	1	0	レセプト請求業務

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	中京区・下京区・右京区（京北地域は除く）
------------	----------------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	営業時間
月曜日～土曜日	9:00～18:00

※ 営業しない日： 日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日

サービス提供日	サービス提供時間
年中無休	9:00～18:00 ※利用者の必要に応じて、24時間訪問可能な体制をとっています。

3 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
1 訪問看護計画の作成 および評価	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。
2 訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 (1) 病状・障害の観察 (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 (3) 食事および排泄等日常生活の世話 (4) 褥瘡の予防・処置 (5) リハビリテーション (6) ターミナルケア (7) 精神科領域疾患者及びご家族の看護・支援 (8) 療養生活や介護方法の指導 (9) カテーテル等の管理 (10) その他医師の指示による医療処置 (11) 精神科領域に関わる訪問看護業務

4 費用

(1) 料金表

■介護保険の場合（地域区分 1単位：10.7円）京都市⇒5級地

サービス提供時間		サービス単位	サービス 利用料金	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)
看護師に よる場合	20分未満	314単位 (303単位)	3,359円 (3,242円)	336円 (324円)	672円 (648円)	1,008円 (972円)
	20分以上 30分未満	471単位 (451単位)	5,039円 (4,825円)	504円 (482円)	1,008円 (965円)	1,512円 (1,447円)
	30分以上 1時間未満	823単位 (794単位)	8,806円 (8,495円)	880円 (849円)	1,761円 (1,699円)	2,642円 (2,548円)
	1時間以上 1時間30分未満	1,128単位 (1,090単位)	12,069円 (11,663円)	1,207円 (1,166円)	2,414円 (2,332円)	3,621円 (3,498円)
理学療法士 による場合	1回/20分	294単位/回 (284単位)	3,145円 (3,028円)	314円 (303円)	629円 (607円)	943円 (911円)
	40分	588単位/回 (568単位)	6,291円 (6,077円)	629円 (607円)	1258円 (1,215円)	1887円 (1,823円)

・（ ）は介護予防訪問看護の料金になります。

■加算項目

夜間（午後6時から午後10時）・ 早朝（午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。
准看護師が訪問した場合	1回につき90/100相当の単位数

加算項目	サービス 単位	サービス 利用料金	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)
初回加算（Ⅰ）退院当日の訪問	350単位	3,745円	375円	749円	1,124円
初回加算（Ⅱ）上記以外	300単位	3,210円	321円	642円	963円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）月1回	574単位	6,141円	615円	1,229円	1,843円
特別管理加算（Ⅰ）	500単位	5,350円	535円	1,070円	1,605円
特別管理加算（Ⅱ）	250単位	2,675円	268円	535円	803円
ターミナルケア加算（適応時）	2,500単位	26,750円	2,675円	5,350円	8,025円
長時間訪問看護加算（1回につき）	300単位	3,210円	321円	642円	963円
複数名訪問加算（Ⅰ）30分未満	254単位	2,717円	272円	544円	816円
複数名訪問加算（Ⅰ）30分以上	402単位	4,301円	431円	861円	1,291円
複数名訪問加算（Ⅱ）30分未満	201単位	2,150円	215円	430円	645円
複数名訪問加算（Ⅱ）30分以上	317単位	3,391円	340円	679円	1,018円
退院時共同指導加算	600単位	6,420円	642円	1,284円	1,926円

■医療保険の場合

《負担額計算方法》

①管理療養費 + ②基本療養費(医療もしくは精神医療) + ③加算(該当項目のみ)

①管理療養費 : 《医療・精神医療》

管理療養費		利用料金 (円/回)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)	1~3以外の場合	¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301
訪問看護管理療養費 (月の2日目以降の訪問の場合)	訪問看護管理療養費1	¥3,000	¥300	¥600	¥900
	訪問看護管理療養費2	¥2,500	¥250	¥500	¥750

《②基本療養費 : 医療》

基本療養費 項目		利用料金 (円/回)	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	看護師 週3日まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665	
	看護師 週4日以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965	
	准看護師 週3日まで	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515	
	准看護師 週4日以降	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815	
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) ※同一建物への訪問	看護師同 一日 2人	3日目まで/週	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
		4日以降/週	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
	看護師同 一日3人 以上	3日目まで/週	¥2,780	¥278	¥556	¥834
		4日以降/週	¥3,280	¥328	¥656	¥984
	准看護師 同一日 2人	3日目まで/週	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515
		4日以降/週	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815
	准看護師 同一日3 人以上	3日目まで/週	¥2,530	¥253	¥506	¥759
		4日以降/週	¥3,030	¥303	¥606	¥909
訪問看護基本料療養費Ⅲ ※在宅療養に備えた一時的な外泊時	入院中に1回 ※厚生労働大臣が定める疾病等 は入院中に2回	¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550	

《②基本療養費 : 精神医療》

《負担額計算方法》 ①管理療養費 + ②基本療養費(医療もしくは精神医療) + ③加算(該当項目のみ)			利用料 金	利用者負担額			
				1割	2割	3割	
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	看護師 週3日 まで	30分以上	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665	
		30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275	
	看護師 週4日 以降	30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965	
		30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530	
	准看護師 週3 日まで	30分以上	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515	
		30分未満	¥3,870	¥387	¥774	¥1,161	
	准看護師 週4 日以降	30分以上	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815	
		30分未満	¥4,720	¥472	¥944	¥1,416	
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (1日につき) ※同一建物への訪問	看護師 同一日 2人	3日目 まで/ 週	30分以上	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
			30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275
		4日以 降/週	30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
			30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530
	看護師 同一日 3人以上	3日目 まで/ 週	30分以上	¥2,780	¥278	¥556	¥834
			30分未満	¥2,130	¥213	¥426	¥639
		4日以 降/週	30分以上	¥3,280	¥328	¥656	¥984
			30分未満	¥2,550	¥255	¥510	¥765
	准看護師 同一 日2 人	3日目 まで/ 週	30分以上	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515
			30分未満	¥3,870	¥387	¥774	¥1,161
		4日以 降/週	30分以上	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815
			30分未満	¥4,720	¥472	¥944	¥1,416
	准看護師 同一	3日目 まで/ 週	30分以上	¥2,530	¥253	¥506	¥759

	日 3 人 以上	週	30 分未 満	¥ 1,940	¥ 194	¥ 388	¥ 582
		4 日以 降/週	30 分以 上	¥ 3,030	¥ 303	¥ 606	¥ 909
	30 分未 満		¥ 2,360	¥ 236	¥ 472	¥ 708	
精神科 訪問看護基本療養費Ⅳ ※在宅療養に備えた外泊時	入院中に 1 回 ※厚生労働大臣が定める疾病等 は入院中に 2 回			¥ 8,500	¥ 850	¥ 1,700	¥ 2,550

《③加算 医療・精神医療》

《負担額計算方法》 ①管理療養費 + ②基本療養費(医療もしくは精神医療) + ③加算 (該当項目のみ)		利用料 金	利用者負担額			
			1 割	2 割	3 割	
難病等複数回訪問看護加算	2 回/1 日訪問	¥ 4,500	¥ 450	¥ 900	¥ 1,350	
	3 回以上/1 日訪問	¥ 8,000	¥ 800	¥ 1,600	¥ 2,400	
緊急訪問看護加算	1 日につき(月 14 日目ま で)	¥ 2,650	¥ 265	¥ 530	¥ 795	
緊急訪問看護加算	1 日につき(月 15 日目以 降)	¥ 2,000	¥ 200	¥ 400	¥ 600	
長時間訪問看護加算 (90 分超)	1 日/週	¥ 5,200	¥ 520	¥ 1,040	¥ 1,560	
複数名訪問看護加算	①看護師 2 人以下	1 日に 1 回	¥ 4,500	¥ 450	¥ 900	¥ 1,350
	②看護師と 准看護師	1 日に 1 回	¥ 3,800	¥ 380	¥ 760	¥ 1,140
	③看護師と 看護補助者	1 日に 1 回	¥ 3,000	¥ 300	¥ 600	¥ 900
		1 日に 2 回	¥ 6,000	¥ 600	¥ 1,200	¥ 1,800
退院支援指導加算	退院日の翌日以降初日に加 算	¥ 6,000	¥ 600	¥ 1,200	¥ 1,800	
	※長時間(90 分以上)の場合	¥ 8,400	¥ 840	¥ 1,680	¥ 2,520	
退院時共同指導加算	退院日の翌日以降初日に加 算	¥ 8,000	¥ 800	¥ 1,600	¥ 2,400	
在宅患者連携指導加算	1 回あたり (月 1 回ま で)	¥ 3,000	¥ 300	¥ 600	¥ 900	
在宅患者緊急等カンファレンス加算	1 回あたり(月 2 回まで)	¥ 2,000	¥ 200	¥ 400	¥ 600	
特別管理加算	1 月あたり	¥ 2,500	¥ 250	¥ 500	¥ 750	
	1 月あたり (重症度が高い利用者)	¥ 5,000	¥ 500	¥ 1,000	¥ 1,500	

夜間・早朝訪問看護加算 夜 18 時～22 時まで/早朝 6 時～8 時 まで	1 回につき	¥ 2,100	¥ 210	¥ 420	¥ 630
深夜訪問看護加算 22 時～6 時まで	1 回につき	¥ 4,200	¥ 420	¥ 840	¥ 1,260
訪問看護情報提供療養費 1.2.3	月 1 回	¥ 1,500	¥ 150	¥ 300	¥ 450
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	死亡月 1 回	¥ 25,000	¥ 2,500	¥ 5,000	¥ 7,500
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	死亡月 1 回	¥ 10,000	¥ 1,000	¥ 2,000	¥ 3,000
看護・介護職員連携強化加算	月 1 回	¥ 2,500	¥ 250	¥ 500	¥ 750
訪問看護医療 D X 情報活用加算	1 月あたり	¥ 50	¥ 5	¥ 10	¥ 15
24 時間対応体制加算	1 月あたり	¥ 6,520	¥ 652	¥ 1,304	¥ 1,956

《③加算 : 精神医療》

加算 項目		利用料 金	利用者負担額			
			1 割	2 割	3 割	
精神科複数回訪問加算	1 日 2 回	¥ 4,500	¥ 450	¥ 900	¥ 1,350	
	1 日 3 回以上	¥ 8,000	¥ 800	¥ 1,600	¥ 2,400	
精神科緊急訪問看護加算	1 日につき(月 14 日目ま で)	¥ 2,650	¥ 265	¥ 530	¥ 795	
精神科緊急訪問看護加算	1 日につき(月 15 日目以 降)	¥ 2,000	¥ 200	¥ 400	¥ 600	
長時間精神科訪問看護加算 (90 分超)	1 日/週	¥ 5,200	¥ 520	¥ 1,040	¥ 1,560	
複数名精神科訪問看護加算 (30 分未満 の場合を除く)	①看護 師 2 人 以下	1 日に 1 回	¥ 4,500	¥ 450	¥ 900	¥ 1,350
		1 日に 2 回	¥ 9,000	¥ 900	¥ 1,800	¥ 2,700
		1 日に 3 回以上	¥ 14,500	¥ 1,450	¥ 2,900	¥ 4,350
	②看護 師と准 看護師	1 日に 1 回	¥ 3,800	¥ 380	¥ 760	¥ 1,140
		1 日に 2 回	¥ 7,600	¥ 760	¥ 1,520	¥ 2,280
		1 日に 3 回以上	¥ 12,400	¥ 1,240	¥ 2,480	¥ 3,720
	③看護師と看護補助者もしくは精神保健福 祉 士が同行 ※週 1 回に限る		¥ 3,000	¥ 300	¥ 600	¥ 900
精神科重症患者支援管理連携加算イ	月 1 回	¥ 8,400	¥ 840	¥ 1,680	¥ 2,520	
精神科重症患者支援管理連携加算ロ	月 1 回	¥ 5,800	¥ 580	¥ 1,160	¥ 1,740	

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、実施地域を越えた時点からの公共交通機関の実費が必要となります。なお、自動車等を使用した場合は、次の交通費をいただきます。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 1 キロメートル毎	50円
---------------------------------	-----

(3) その他の費用

- ・ 死後の処置を行った場合、10,000 円（保険外）を頂戴いたします。
- ・ サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

(4) キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日当日までに連絡があった場合	無 料
連絡がなかった場合	一律 1,000 円/回

(5) 利用料等のお支払方法

- ① 利用料その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求致します。
- ② 請求書は利用明細を添えて、利用月の翌月 15 日までの訪問日にお持ち致します。請求書をご自宅以外に届ける場合は郵送いたしますので、送付先の住所をお知らせください。
- ③ 利用料は請求月の 27 日にご指定の口座より引き落とし致します。基本的には口座振替をお願いしておりますが、口座振替が出来ない場合は、下記のいずれかの方法によりお支払いください。

ア、事業者指定口座への振り込み

京都信用金庫 壬生支店 普通預金口座 (口座番号 3029130) 口座名義 カブシキガイシャ ライフステージ

イ、現金払い

原則当事業所の窓口にて、お支払い下さい。窓口までお越しいただけない場合は、訪問時に集金いたします。

- ④ お支払いを確認しましたら、領収書をお渡しますので必ず保管をお願いいたします。
※ 利用料その他の費用の支払いについて、支払期日から 2 か月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いがない場合は契約を解除したうえで未払い分をお支払いいただくこととなります。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

要介護状態・要支援状態になられた利用者やご家族に対し、その居宅において訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供し、その心身の機能の維持、回復を図ることを目指します。

(2) 運営方針

居宅において要介護状態・要支援状態になられた利用者に対して「居宅介護サービス計画」に沿って、主治医の指示に基づき「訪問看護計画書」を作成し、その有する能力に応じて自立した日常生活が営めるように療養上の支援を行います。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 大荒強志 受付時間 9:00～18:00 連絡先 TEL 075-366-2278 FAX 075-366-2279 面接（当事業所1階相談室）
当法人 相談窓口	窓口責任者 大荒強志 受付時間 9:00～18:00 ご利用方法 電話（075-366-2278）
京都市下京区役所 保険福祉センター健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日、9:00～17:00 電話番号：075-371-7228
京都市中京区役所 保険福祉センター健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日、9:00～17:00 電話番号：075-812-2566
京都市右京区役所 保険福祉センター健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日、9:00～17:00 電話番号：075-861-1416
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日、9:00～17:00 電話番号：075-354-9090

7 衛生管理について

当事業所は、看護師等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。感染症の発生予防、蔓延を予防するために、指針、および業務継続計画を作成し、その責任者を定め次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 委員会を概ね3か月に1回以上開催するとともに、職員に周知徹底します。
- (2) 感染症予防およびまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

8 非常災害対策について

当事業所は、非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対する指針及び業務継続計画を作成し、その責任者を定め次に掲げる措置を講じます。

- (1) 委員会を概ね3か月に1回以上開催するとともに、職員に周知徹底します。
- (2) 非常災害に備え定期的に避難、救出、その他必要な訓練を実施します。

9 高齢者虐待防止について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	大荒 強志（管理者）
-------------	------------

- (2) 研修を通じて従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- (3) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10 身体拘束等の適正化について

当該事業所は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、事業所等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録します。

11 重要事項の掲示について

当該事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加えホームページに掲載します。

12 個人情報の保護及び秘密の保持について

- (1) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

13 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (6) 台風、大雪、震災など自然災害にて公共交通機関が機能しなくなった場合は、訪問時間の変更もしくは訪問時間を前後する場合があります。その際にはご連絡いたしますので、ご了承ください。

14 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

15 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に報告を行います。

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	()

主治医	病院（診療所）名	
	所在地	
	氏 名	
	電話番号	

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護（介護予防訪問看護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

年月日： 令和 年 月 日

事業者 所在地 京都市下京区綾小路通堀川西入妙満寺町 580-3
事業者（法人）名 株式会社 LIFE STAGE
事業所名 訪問看護ステーション桜華
事業所番号 26604902650
代表者名 大荒 強志

説明者 職 名 看護師
氏 名 大荒 強志

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

年月日： 令和 年 月 日

利用者本人 住 所
氏 名

（署名・法定）代理人 住 所
氏 名

（利用者との関係： ）